○日田市スズメバチ駆除費助成金交付要綱

平成23年３月29日

告示第26号

改正　平成24年３月９日告示第15号

平成30年３月27日告示第27号

令和２年３月26日告示第11号

（趣旨）

第１条　この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、もって市民生活の安全を図るため、市民等に対するスズメバチの営巣の駆除に要した費用の一部の助成について、日田市補助金等交付規則（平成９年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　スズメバチ　ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(２)　駆除業者　スズメバチの営巣の駆除を業とするものをいう。

(３)　登録駆除業者　市の登録を受けた駆除業者をいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　スズメバチの営巣（市内に限る。）がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者。ただし、法人を除く。

(２)　自治会又はこれに類すると市長が認める団体

(３)　スズメバチの営巣付近に居住する個人

（助成対象経費）

第４条　助成金の交付対象経費は、前条各号に掲げるものが登録駆除業者に委託して行ったスズメバチの営巣（活動中のものに限る。）の駆除に要した経費とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、助成対象経費の２分の１の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、１年度につき10,000円を限度とする。

２　第３条第２号に掲げる者が実施した駆除について、市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する限度を超えて助成金を交付することができる。ただし、当該助成金の額は、１件の申請につき10,000円を限度とする。

（駆除業者の登録）

第６条　市の登録を受けようとする駆除業者は、スズメバチ駆除業者登録申請書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えてあらかじめ市長に提出し、登録を受けなければならない。

(１)　代表者身分証明書写し（法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市町村長発行の身分証明書）

(２)　市税並びに消費税及び地方消費税の納税（完納）証明書

(３)　その他市長が必要と認める書類

（駆除業者の努力義務）

第７条　登録駆除業者は、駆除の相談又は依頼があったときは、ハチ及びハチの営巣の形状等の聞き取りを行い、ハチの種類の特定に努めるものとし、かつ、その種類に応じた人体への危険性について、あらかじめ、説明を行うものとする。

（助成金の交付申請及び請求）

第８条　助成金の交付を受けようとする者は、スズメバチの営巣の駆除後に、日田市スズメバチ駆除費助成金交付申請書兼請求書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(１)　駆除費用の明細が記載された領収書の写し

(２)　駆除を実施した場所の位置図又は見取図

(３)　駆除前及び駆除後の写真各１枚（営巣が分かるものに限る。）。ただし、屋内にある営巣で、駆除前の写真撮影が困難なときは、この限りでない。

（助成金の交付申請の時期）

第９条　助成金の交付申請の時期は、駆除を実施した日から起算して30日以内又は駆除を実施した年度の３月末日までのいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（助成金の交付申請の受付停止）

第10条　市長は、助成金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請の受付を停止することができる。

（助成金の交付の決定等）

第11条　市長は、第８条の規定により申請のあった助成金交付申請書兼請求書を審査し、助成金の交付の要件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、日田市スズメバチ駆除費助成金交付額確定通知書（様式第４号）により申請者に通知し、申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

（手続代行者）

第12条　助成金の交付申請を行う者は、第８条に規定する申請、請求その他の手続について、登録駆除業者に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

２　依頼を受けた登録駆除業者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。この場合において、手続代行者は、本手続の代行を通じ助成金交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱わなければならない。

３　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付申請を行ったと認める手続代行者に対して市の助成金に係る手続の代行を認めないことができる。

（助成金の返還）

第13条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認める者に対してその全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月９日告示第15号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月27日告示第27号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日告示第11号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

様式（省略）